

中東情勢に関する関係閣僚会議の開催について

〔 令和 8 年 3 月 23 日
内閣総理大臣決裁 〕

1. 現下のイラン情勢を受け、関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房長官
構成員	外務大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	防衛大臣

3. 会議の庶務は、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和 8 年 3 月 24 日から実施する。
2. この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和 8 年 1 月 20 日内閣総理大臣決裁）第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースの開催について

令和 8 年 3 月 31 日
関係省庁申合せ
令和 8 年 4 月 16 日
一部改正

1. 現下のイラン情勢の中で国民の命と暮らしを守るべく、中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣の下、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議の下に、中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房副長官補（外政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
	金融庁総合政策局政策立案総括官
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省経済局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	厚生労働省医務技監
	農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省大臣官房政策立案総括審議官
	経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
	経済産業省製造産業局長
	資源エネルギー庁次長
	国土交通省総合政策局長
	環境省環境再生・資源循環局長

3. タスクフォースの庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和8年3月31日から実施する。
2. この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和8年1月20日内閣総理大臣決裁）第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

供給の偏り・流通の目詰まりの解消案件①

令和8年4月23日時点

国民の皆様のお困りごと一件一件にきめ細かく、迅速に対応し、供給の偏り・流通の目詰まりを解消しています

分野

解消事例

医療

- ・ 機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給（全国規模）
- ・ 重い心不全の患者の心臓を補助する特殊なカテーテルの滅菌用ガスを供給（全国規模）
- ・ 効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）の滅菌用のA重油を供給（全国規模）
- ・ 低出生体重児の栄養補給に必須である小児用カテーテルの滅菌用のA重油を供給（全国規模）
- ・ 医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）を供給（全国規模）
- ・ 人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）の製造用溶剤を供給（全国規模）
- ・ 人工透析用の注射針の滅菌用ガスを供給（全国規模）
- ・ 献血バッグの製造用溶剤を供給（全国規模）
- ・ 採血管をまとめる袋を供給（全国規模）
- ・ 血液検査分析装置の洗浄剤を供給（全国規模）
- ・ 鼻炎治療薬等の製造設備用のA重油を供給（全国規模）
- ・ 消毒液の容器を供給（全国規模）

※下線は、4月15日時点からの更新箇所

供給の偏り・流通の目詰まりの解消案件②

令和8年4月23日時点

分野

解消事例

医療（続）

- ・ 歯科用注射針のコーティング剤を供給（全国規模）
- ・ 透析装置洗浄剤の容器を供給（全国規模）
- ・ 病院などで使うリネンシートをクリーニングするためのA重油を確保（岡山）
- ・ 病院の調理場、ガス滅菌、エアコン等に使用するボイラー燃料のA重油を確保（北海道、長野）
- ・ 消毒薬や軟膏剤などの製造場で使用する重油を確保（埼玉）

交通・通信

- ・ バス・トラックの軽油を確保（三重、京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島）
- ・ 旅客船の軽油を確保（新潟、熊本、長崎）
- ・ 海底ケーブル敷設船の燃料となるA重油を確保（関東地方）
- ・ 自動車整備事業者で使用するシンナーを確保（岩手、埼玉）

食品・農業

- ・ 乳製品工場（脱脂粉乳製造工場）でA重油を確保（岩手）
- ・ 豆腐製造事業者でA重油を確保（兵庫）
- ・ 豆腐製造事業者で豆腐を入れる容器を確保（新潟）
- ・ 養殖魚や畜産用の飼料工場での製造に必要なA重油を確保（愛知）

※下線は、4月15日時点からの更新箇所

供給の偏り・流通の目詰まりの解消案件③

令和8年4月23日時点

分野

解消事例

食品・農業 (続)

- ・ 油脂や飼料・肥料原料の製造を行う工場での加工に必要なA重油を確保（岩手）
- ・ コメ袋製造メーカーで袋原料（ポリエチレンペレット）を確保（全国）
- ・ 農業用マルチの供給状況を調査し、前年実績の供給が可能と確認（全国）

環境・衛生

- ・ 下水処理場での運転に必要なA重油を確保（栃木、神奈川、兵庫）
- ・ ごみ焼却施設で使用するA重油を確保（三重）
- ・ 廃油回収業者が使用するトラックの潤滑油を確保（千葉）

建設

- ・ シンナー原料を輸入し、供給量を確保（東京）
- ・ 塗装用のシンナーを新規ルートで確保（鳥取）
- ・ 一部のユニットバスの部材に使用するシンナー、メチルエチルケトン等を確保（福岡）

製造

- ・ 電線の製造で使用する重油を確保（富山）
- ・ 自動車・自動車部品塗装に使用するシンナーを確保（愛知）
- ・ ゴム製品の製造に使用するA重油を確保（奈良）
- ・ 靴の製造に使用する接着剤を確保（兵庫）

教育・その他

- ・ 学校給食の調理に必要なボイラー用重油を確保（兵庫、三重）

※下線は、4月15日時点からの更新箇所

供給の偏り・流通の目詰まりの解消案件④

令和8年4月23日時点

制度

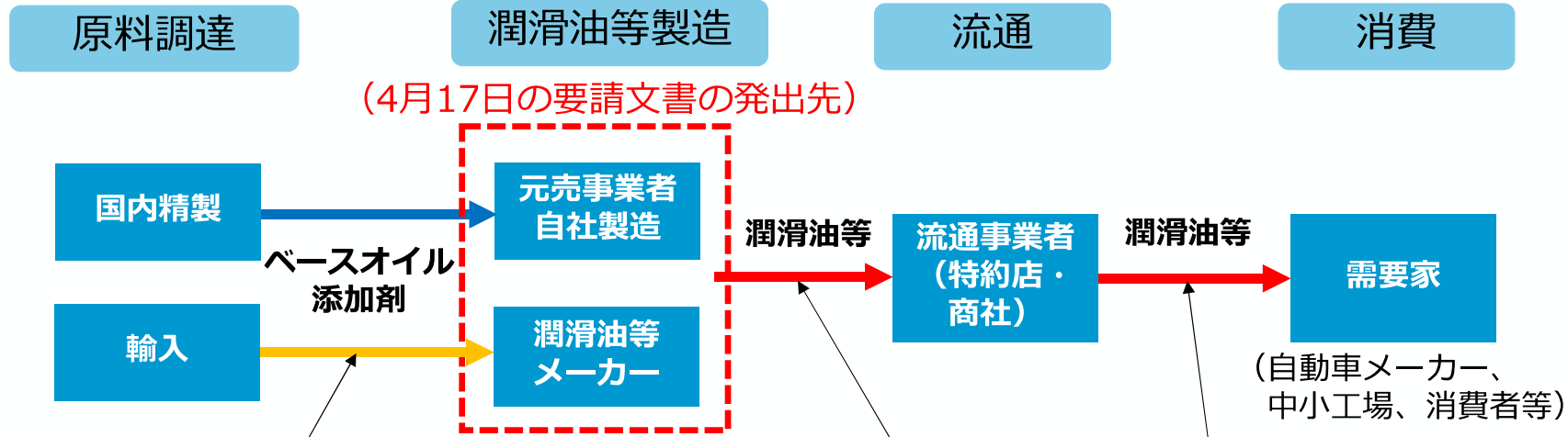
解消事例

元売事業者からの重要施設向け燃料の直接販売スキーム

- ・ 手術用器械などの医療機器を製造する際に必要な潤滑油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施（千葉）
- ・ 中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施（三重）
- ・ 茶製造に必要なA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施（九州地方）

※下線は、4月15日時点からの更新箇所

潤滑油等のサプライチェーン



中東産の特殊なベースオイルといった、一部の高性能潤滑油原料の輸入が停止。
現在は、事業者が在庫調整で対応しており、代替品の調達を急いでいる。

• 3月下旬頃から、一部の流通事業者・需要家が供給不安から大量に潤滑油等を発注。
→供給に偏りが発生。

➡潤滑油等の供給の偏りの解消や安定供給確保のため、以下の要請を実施。

<資源エネルギー庁から、元売事業者・潤滑油等事業者への要請（抜粋）>

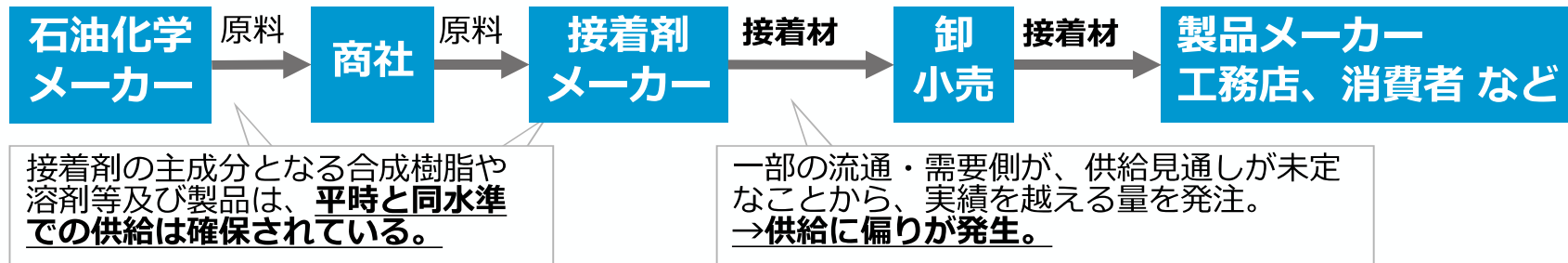
潤滑油等関係事業者の皆様におかれては、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月比量を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請します。また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

なお、海外から輸入する基油（ベースオイル）などの原料の調達について、関係事業者間で調整の上、なお課題が生じている場合には、速やかに資源エネルギー庁に御相談いただくようお願いいたします。

接着剤について

<接着剤産業の概要>

- 接着剤は、多様な合成樹脂や溶剤等を原料とし、これらを用途に応じて配合して製造。
- 本年3月の生産量は前年同月比0.9%増であり、前年を上回る量を供給。



<政府及び接着剤産業の対応>

- ➡4月13日、**経産省が、溶剤等関係事業者に対し、接着材の原料となる溶剤の安定供給確保を要請**。翌4月14日、**国交省が、住宅業界等に対し、当該要請を周知**。4月21日、両省が連携し、**住宅・建材設備業界向けの説明会を実施**。並行して、**経産省が、生活製品業界に同じく周知**。
- ➡供給の偏り解消に向けて、**経済産業省の伴走のもと、サプライチェーン間の供給見通しを共有**するとともに、メーカーの**生産強化**や**在庫活用**により対応。これら取組により、**目詰まりを解消して供給を確保できた例あり**。
- ➡4月20日、**日本接着剤工業会が、「接着剤原料によって供給状況にばらつきはあるものの、当面の生産に大きな支障はなく、接着剤製品の安定供給に向けた取り組みを進めている」旨を周知**するとともに、需要側に対し、①**通常の事業活動に基づく適正な購買・在庫水準の維持**、②**過度な先行発注や買い占め行動の自制等を協力要請**。

中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び重要物資の安定的な供給確保の対応状況

令和8年4月28日

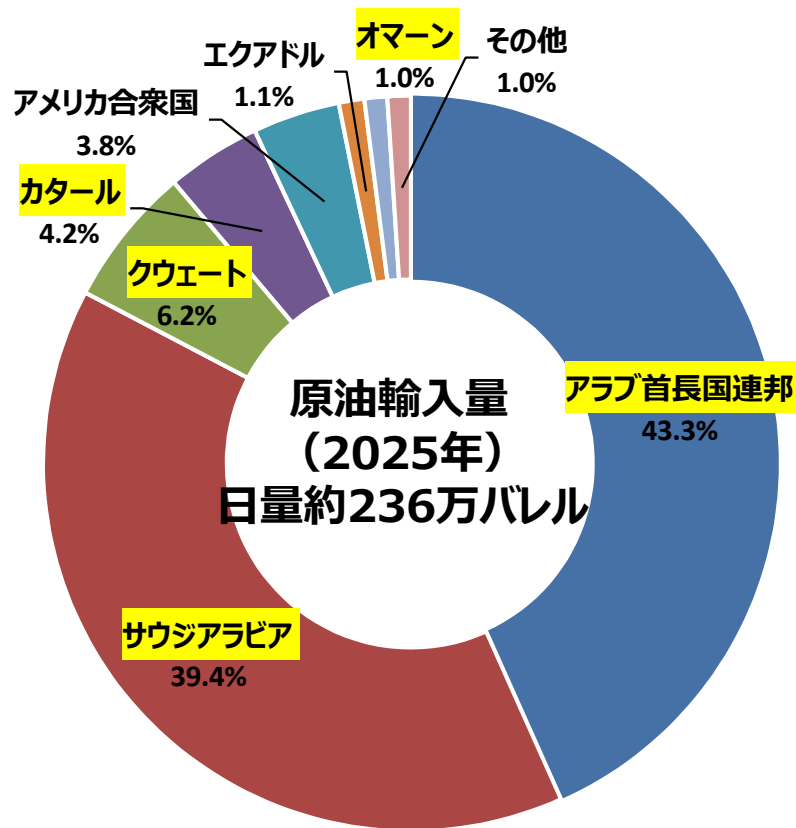
経済産業省

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース

日本の化石燃料の輸入先

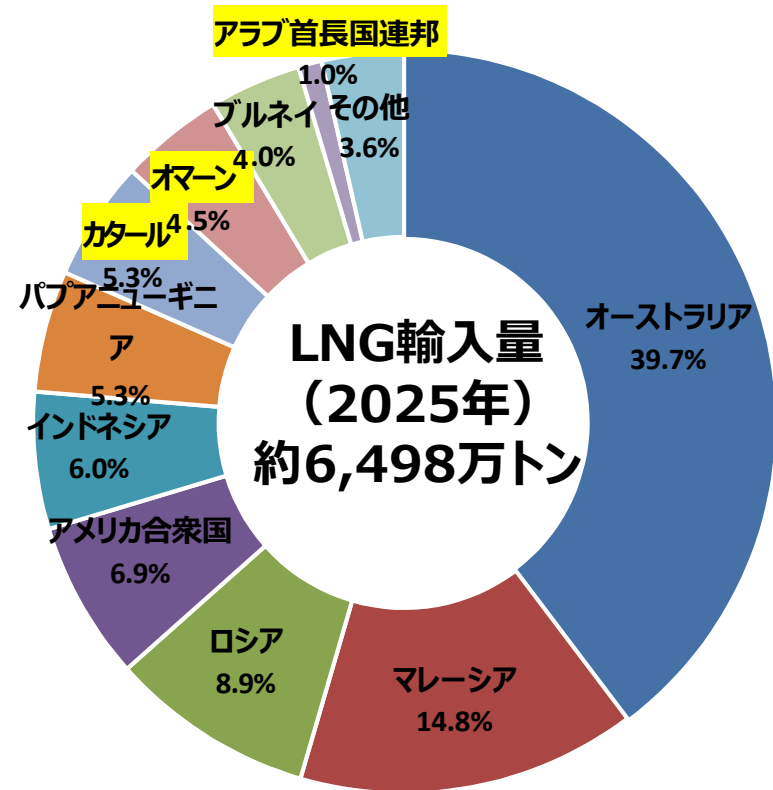
- 日本は、化石燃料のほぼ全量を海外から輸入。原油は中東依存度が9割超。
- LNGは原油に比べ調達先の多角化が進んでおり、中東依存度は約1割。
- 日本の一次エネルギー国内供給に占める石油の割合は、1970年代は7割程度で推移していた一方、現在は34.8%と半分程度に減少。

原油輸入先・量



中東依存度 : 94.0%
ホルムズ依存度 : 93.0%

LNG輸入先・量

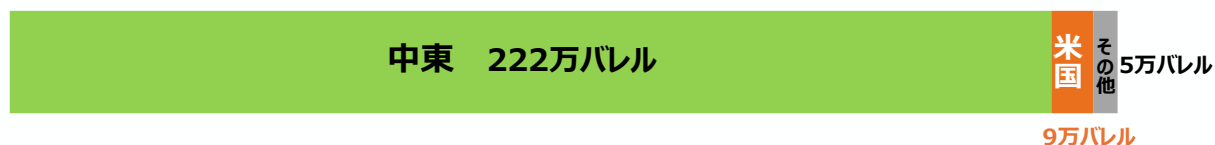


中東依存度 : 10.8%
ホルムズ依存度 : 6.3%

原油の代替調達の時時点の動向

- 原油について、5月は、現時点で、過半を超えて、約6割の代替調達の確保に目途がついたところ。
- 中東や米国に加え、中央アジア、中南米、アジア太平洋からの原油も届く見込み。
- 6月の代替調達についても、5月の水準を更に上回る水準を確保するべく、最大限取り組む。

2025年実績
日量236万バレル



4月調達分
(代替調達約2割以上)



5月調達分
(代替調達約6割)



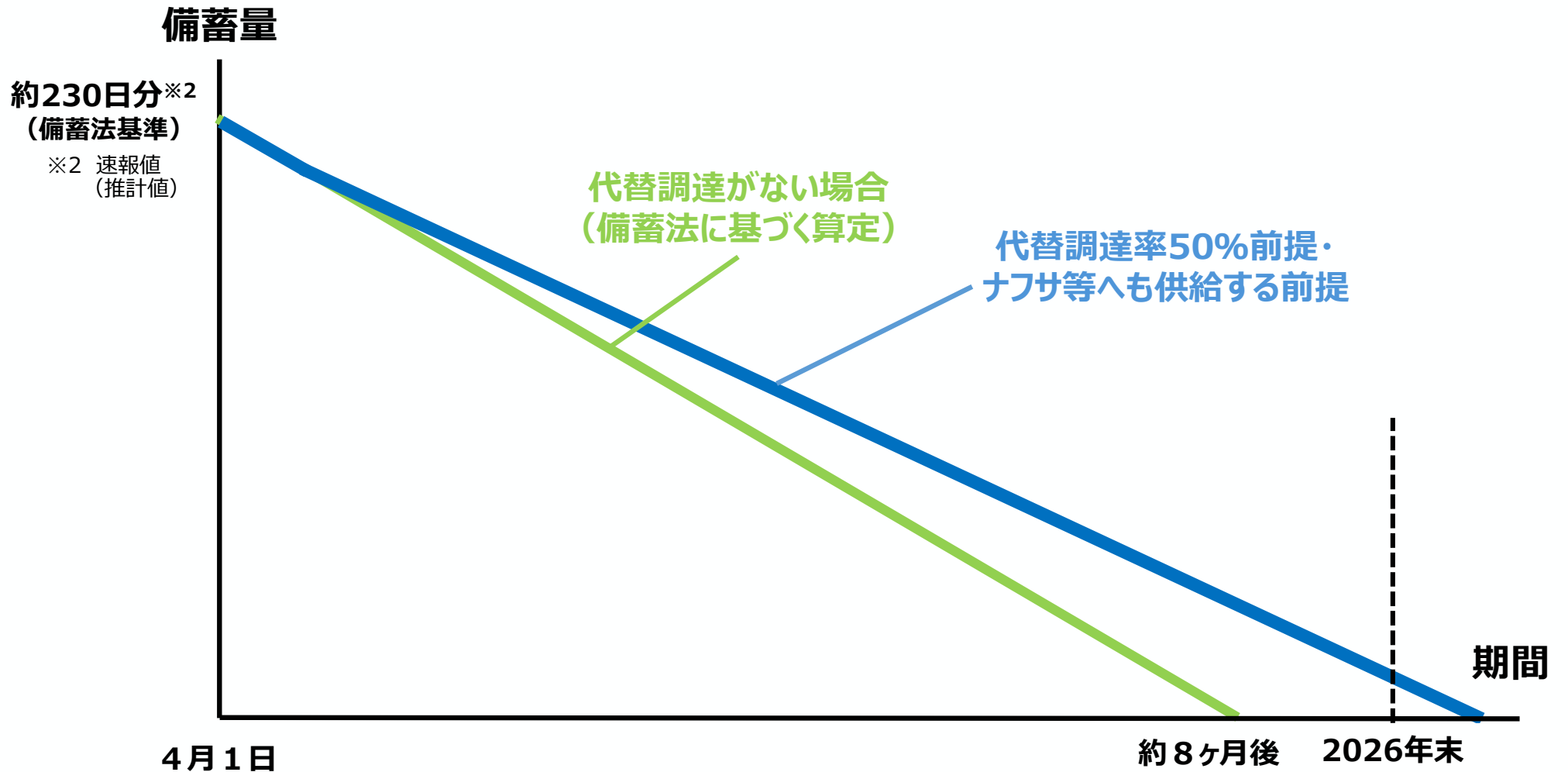
(注1) 4月24日時点。契約手続が未了分を含む。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じる。

(注2) 上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

石油の需給見通し

- 原油の代替調達の結果、**備蓄放出量を抑えつつ、年を越えて、石油^{※1}の供給を確保できる目途**がついたところ。

※1:ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提



国家備蓄原油の放出（第二弾）

- **5月1日以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。**代替調達の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。

※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。

- **ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続し、安定供給に万全を期す。**

備蓄放出のスケジュール

3/11（水）

- 総理による備蓄放出方針の発表
 - 国家備蓄原油の30日分の放出
 - 民間備蓄原油の15日分の放出
 - 産油国共同備蓄の放出

3/16（月）

- 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）
- 国家備蓄放出の決定

3/26（木）

- 国家備蓄原油の第一弾放出開始（30日分）
- 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5/1（金）以降順次

- 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

5月の調達見込み

国家備蓄放出
約20日分※

+

代替調達

石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。

① 政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。

② 元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

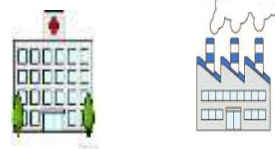
① 直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家



② 流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

燃料の供給の偏り・流通の円滑化等への主な対応状況

- 直接販売スキーム及び前年同月比同量の要請を元に、118件を解消。

医療関係

- カテーテルの滅菌工程に必要なボイラー用A重油について、供給確保
- 手術用器械などの医療機器を製造する際に必要な潤滑油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 医療機器の素材製造に使用するA重油について、供給確保

交通 ・公共サービス関係

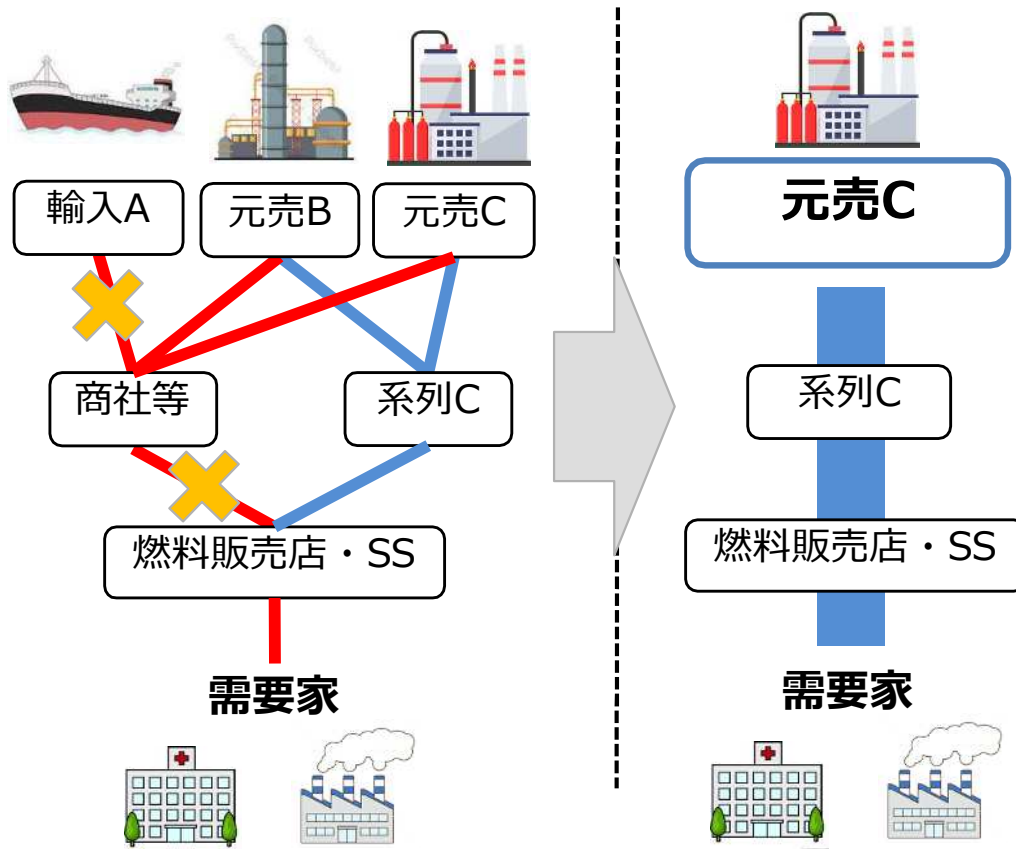
- 九州地方の路線バスの軽油について、供給確保
- 海底ケーブル敷設船の燃料となるA重油について、供給確保
- 下水処理施設の雨水ポンプの運転に必要なA重油について、供給確保
- 中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 学校給食の製造に必要なA重油について、供給確保

農水畜産業関係

- 乳製品工場で使用するA重油について、供給確保
- 九州地方の茶製造に必要なA重油について、新規に石油元売会社からの直接販売を実施【直販】
- 大規模な農村地域における農業機械用のガソリン・軽油について、供給確保【直販】
- 養殖の稚魚の飼料製造に必要なA重油について、供給確保

直販スキームの狙いと効果

- ・燃料供給要請に対しては、販売ルートを個別に辿り、供給元の石油元売会社を特定した上で、必要な量の燃料供給を求めている。他方、調達関係が多段階におよび、供給元の特定・把握が困難なケースも存在。
- ・直販スキームを活用し、需要家ごとに1つの石油元売会社が一括供給することで、要請への迅速な対応・供給が可能となった。



事例①：環境・衛生関係

中部地方のし尿処理施設で使用するA重油について供給不安

→従来の商社等からの供給ではなく、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

事例②：農業関係

大規模な農村地域における唯一のSSにおいて、農業機械用のガソリン・軽油について供給不安

→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

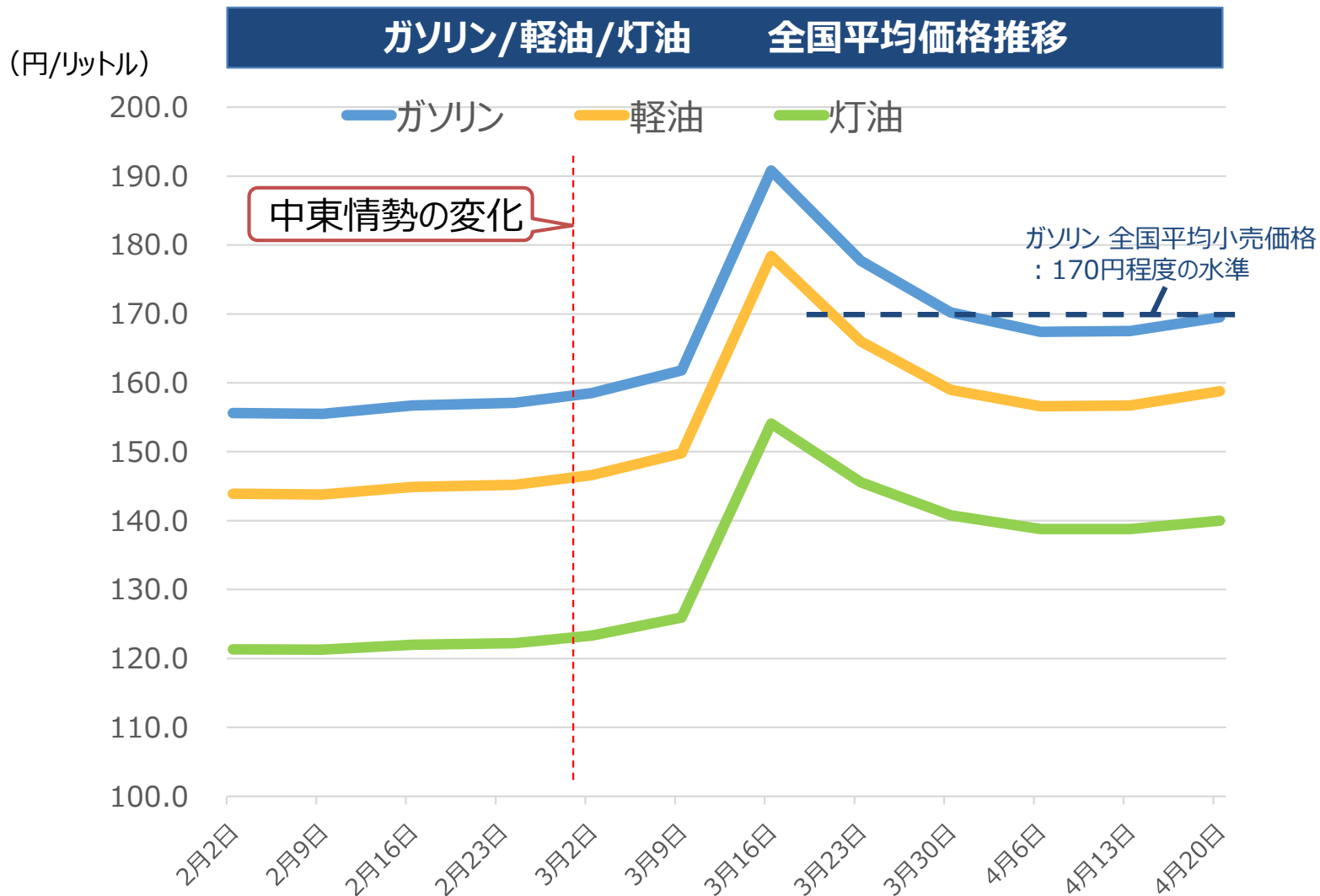
事例③：製茶業関係

九州地方の茶製造に必要なA重油の供給不安

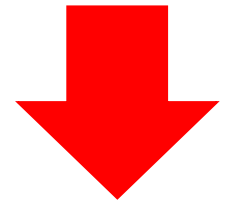
→従来の商社等からの供給が減少した分につき、新規に石油元売会社からの直接販売を実施

緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の3月16日（月）に**190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度**、軽油、灯油もそれぞれ159円程度、140円程度の水準に低下。



3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円

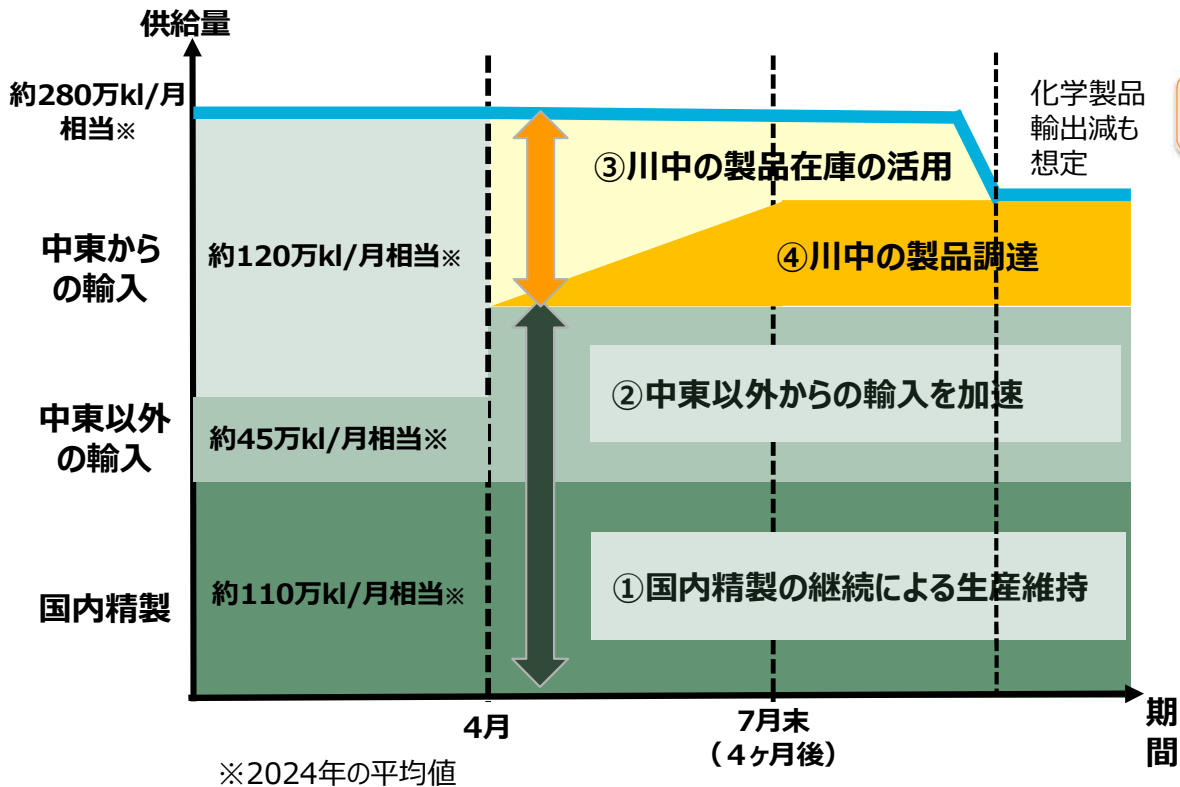


ガソリン 170円程度
軽油 159円程度
灯油 140円程度
の水準

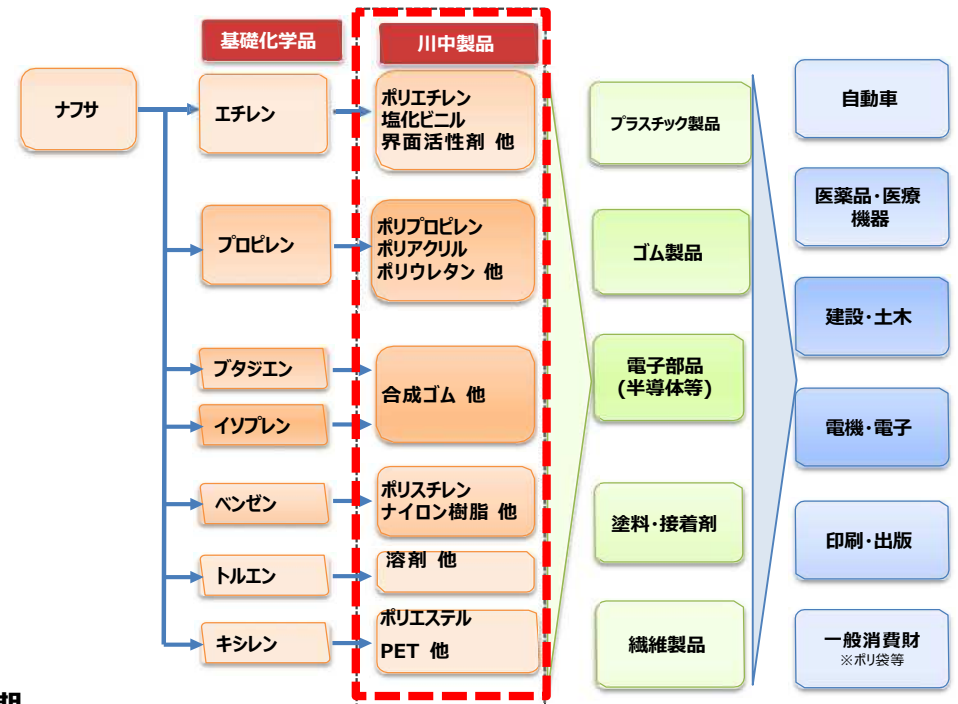
ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 既に調達済みの輸入ナフサと国内での精製との2ヶ月分と、川中製品の在庫2ヶ月分（ナフサ精製が仮にゼロであっても需要を満たす供給ができる期間）で、少なくとも国内需要4ヶ月分を確保。
- 足下では、①原料のナフサの国内精製の継続（約110万kl/月相当）に加え、②中東以外からの輸入を加速（約45→90万kl/月）。これにより、③川中製品在庫（2ヶ月分）の取り崩し量は減り、在庫を活用できる期間を半年以上に延伸。
- さらに、④川中製品について、世界から新たな調達を強化。

化学製品の供給見通し（ナフサ相当ベース）



川中の製品在庫（2ヶ月分）



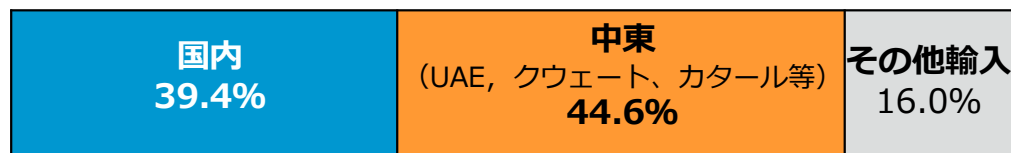
※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。10

ナフサ・化学製品の世界市場、代替調達先等

- 日本のナフサの調達先は、中東4割・国産4割・その他地域2割である一方、世界生産に占める中東の割合は2割以下。米国や中南米等からの代替調達を加速。
- ナフサ由来の主な川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）で、プラスチックの原料となるポリエチレンは、国内生産割合が7割超だが、世界から新たな調達を強化。

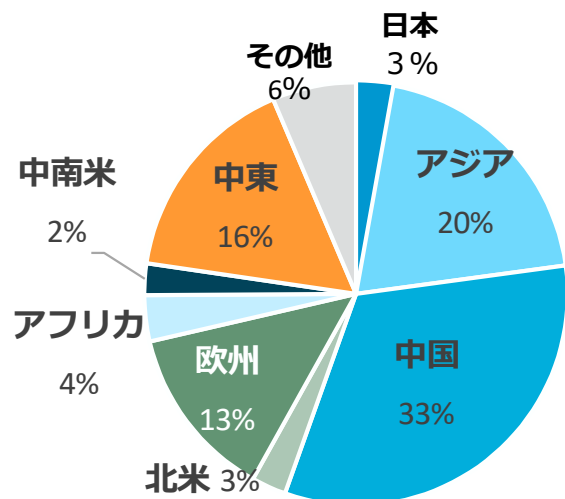
ナフサ

調達元シェア (2024年)



世界生産シェア (2023年)

世界生産：約3.3億t (約4.9億kl)



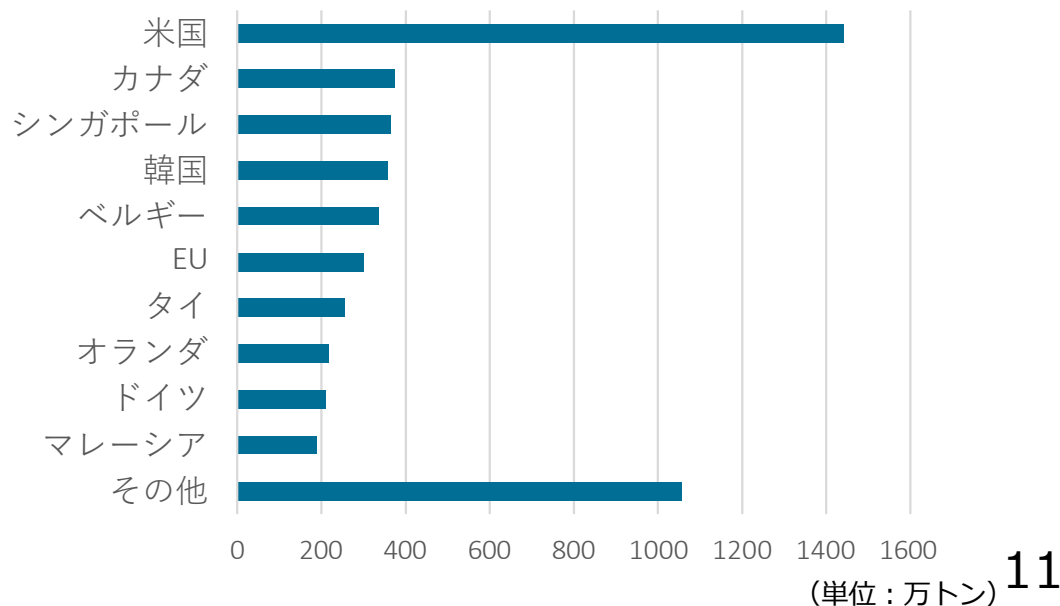
代替調達として、米国・中南米等からの輸入量を倍増
(約90万kl/月相当)

川中製品 (ポリエチレン)

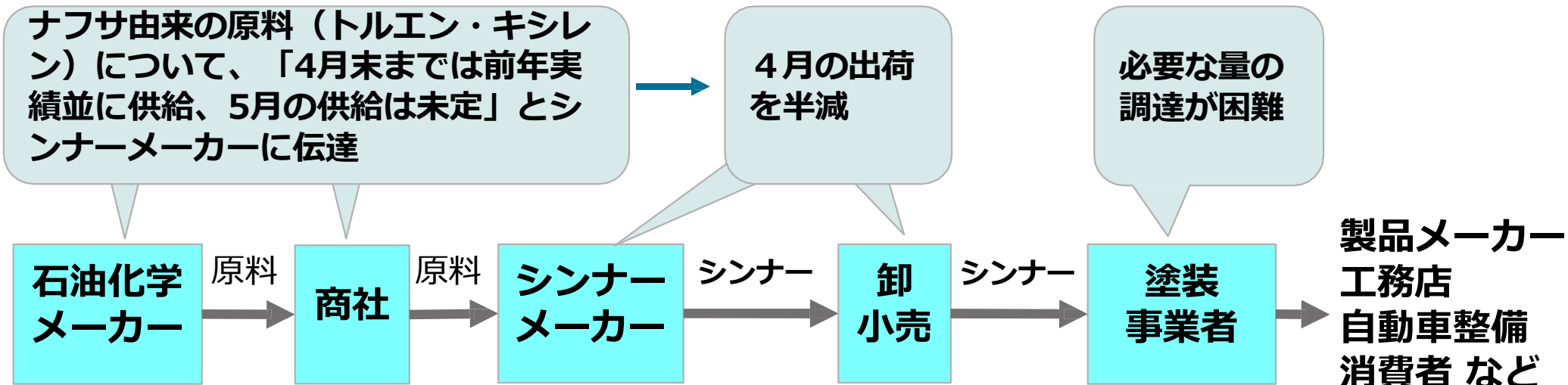
調達元シェア (2024年) (国内流通量：約194万t/年) その他 3%



ポリエチレンの世界の輸出国 (2024年)



シンナーのサプライチェーン（国内有力メーカーの例）



- ➡ サプライチェーン間で原料の供給見通しを共有することで解消済み。この事例のようにシンナーの供給量を回復するため以下の要請を実施。

<経済産業省からシンナー等関係事業者に対する要請(4月13日) (抜粋)>

川上側の石油化学企業において、シンナー原料となるトルエンやキシレンについて、国内向け供給は前年実績並に継続されている状況にあります。

原料調達に課題が生じている場合には、それ自体を理由に即座に生産を抑制するのではなく、速やかに経済産業省又は関係事業者にご相談頂こうお願いいたします。

個別具体的な調査の上、当該シンナー製造事業者に対して原料が確実に行き届くよう、サプライチェーン上の調整を行ってまいります。

※国交省からも4月14日、建設業団体等に対し上記要請の周知や安定供給への協力を要請。

要請等を踏まえたシンナーメーカーの対応状況

- 主なシンナーメーカーは、先月末時点では、川下に対し、(実績比50%など) 出荷制限をかけていたが、ナフサ調達見通しの改善に加え、今般の経産省要請及び4/14の大臣説明を踏まえ、サプライチェーン間のコミュニケーションを密にし、基本的に実績並の出荷に方針転換。
- ただし、一部の原料を必要とする塗料（現在、川中在庫で手当て中）については、今般の中東情勢の緊迫化とは関係なく以前から予定されていた定期修理からの製造プラントの再稼働状況（今月下旬の予定）を要フォロー。
- 引き続き、実績並の出荷量（月平均3.2万ト）への回復状況を粘り強く確認・支援。

シンナー等の供給確保に向けた取組事例

- ① 商社が、シンナー原料を輸入し、供給量を確保。
- ② 塗装事業者が、新規ルートでの卸・小売から調達。
- ③ 最終ユーザーの製品メーカー（電気製品）が、中小の塗装事業者や卸・小売分も含めてシンナーを共同調達。

TOTOユニットバス等の供給目詰まり解消に向けた進捗状況

1. TOTOは、20日（月）から段階的に新規受注を再開。

その他の主な住宅設備メーカーについては、足下、目詰まりは発生していないが、今後の部材調達への不安から納期等を調整する可能性がある旨を表明するとともに、大幅な受注増が生じている状況。

2. 目詰まりが生じていた、シンナーとMEK（メチルエチルケトン：溶剤）、酢酸ブチルについては、経産省で、サプライチェーンを調査し、目詰まり箇所を特定して安定供給を働きかけ。

- ・ シンナーについては、シンナー事業者から塗料事業者への出荷が制限されていたが、4月、5月分については、昨年実績ベースで供給される見通しとなった。
- ・ MEKについては、主なMEK製造事業者から、4月、5月分については、昨年実績ベースで供給される見通しとなった。
- ・ 酢酸ブチルについては、今般の中東情勢の緊迫化とは関係なく以前から予定されていた定期修理からの製造プラントの再稼働状況（今月下旬の予定）を要注視。

3. 15日（水）付けで、経産省から、住宅設備・建材関係事業者に対し、ユニットバス等を含めた住宅設備・建材についての安定供給確保と通常量以上の発注による生産等への影響を極力少なくする等を要請。

また、16日（木）付で国交省・経産省から、住宅生産関連団体に対し、目詰まりの早期解消に向けたサプライチェーンに関する情報の提供と、当面の必要量に見合う量を発注するなど適切に対応するよう協力を要請。

潤滑油等のサプライチェーン

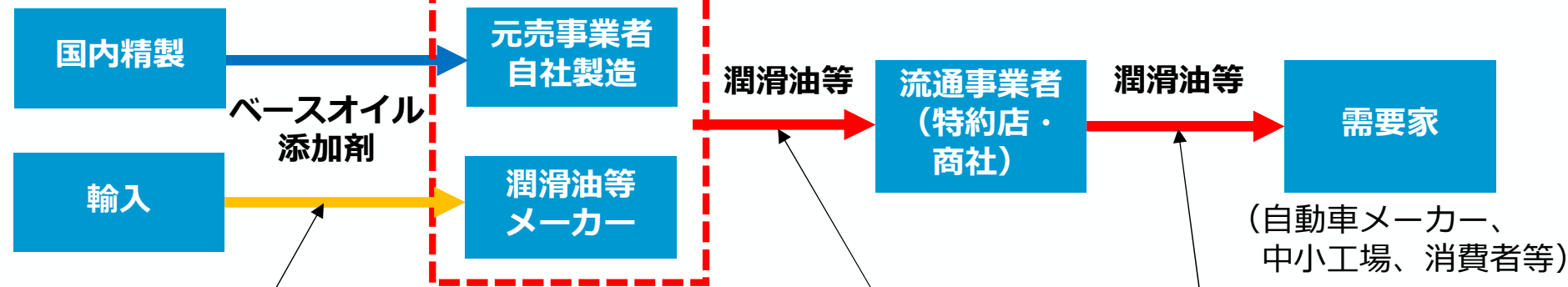
原料調達

潤滑油等製造

流通

消費

(4月17日の要請文書の発出先)



中東産の特殊なベースオイルといった、一部の高性能潤滑油原料の輸入が停止。
現在は、事業者が在庫調整で対応しており、代替品の調達を急いでいる。

・ 3月下旬頃から、一部の流通事業者・需要家が供給不安から大量に潤滑油等を発注。
→供給に偏りが発生。

➔潤滑油等の供給の偏りの解消や安定供給確保のため、以下の要請を実施。

<資源エネルギー庁から、元売事業者・潤滑油等事業者への要請（抜粋）>

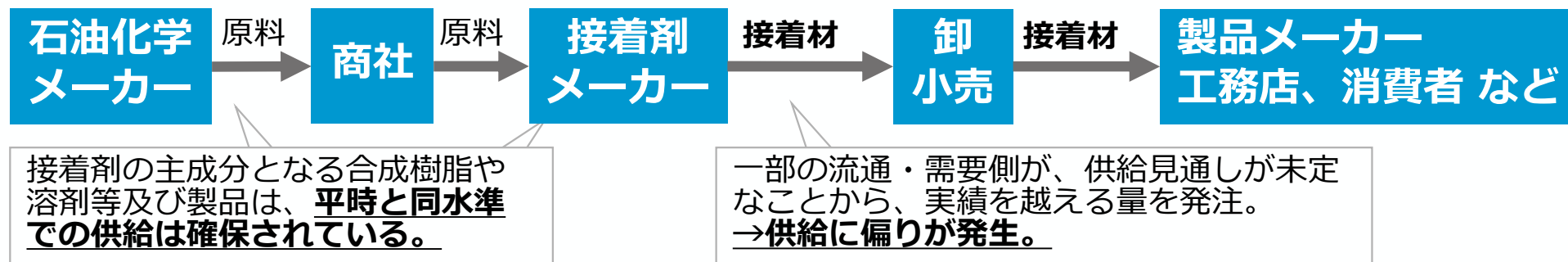
潤滑油等関係事業者の皆様におかれては、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月比量を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続していただくよう要請します。また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

なお、海外から輸入する基油（ベースオイル）などの原料の調達について、関係事業者間で調整の上、なお課題が生じている場合には、速やかに資源エネルギー庁に御相談いただくようお願いします。

接着剤について

<接着剤産業の概要>

- 接着剤は、多様な合成樹脂や溶剤等を原料とし、これらを用途に応じて配合して製造。
- 本年3月の生産量は前年同月比0.9%増であり、前年を上回る量を供給。



<政府及び接着剤産業の対応>

- ➡ 4月13日、**経産省**が、**溶剤等関係事業者**に対し、**接着材の原料となる溶剤の安定供給確保を要請**。翌4月14日、**国交省**が、**住宅業界等**に対し、**当該要請を周知**。4月21日、両省が連携し、**住宅・建材設備業界向けの説明会**を実施。並行して、**経産省**が、**生活製品業界に同じく周知**。
- ➡ 供給の偏り解消に向けて、**経済産業省の伴走のもと**、サプライチェーン間の**供給見通しを共有**するとともに、メーカーの**生産強化**や**在庫活用**により対応。これら取組により、**目詰まりを解消して供給を確保できた例あり**。
- ➡ 4月20日、**日本接着剤工業会**が、「**接着剤原料によって供給状況にばらつきはあるものの、当面の生産に大きな支障はなく、接着剤製品の安定供給に向けた取り組みを進めている**」旨を周知するとともに、需要側に対し、①**通常の事業活動に基づく適正な購買・在庫水準の維持**、②**過度な先行発注や買い占め行動の自制等**を協力要請。

アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ概要

(POWERR Asia: Partnership on Wide Energy and Resources Resilience Asia)

※金融支援等約1.5兆円（約100億ドル）→ 最大で年間約12億バレル分が輸入可能に。

(ASEANの約1年分の原油輸入量に相当)

- アジアの燃料供給不足やサプライチェーンの停滞は、アジアから日本への医療物資等の調達に支障を来し、我が国の経済社会にも影響。
- そこで、アジア各国に対して、
 - ① 原油・石油製品等の調達やサプライチェーン維持のための融資など緊急対応への協力、及び
 - ② アジア域内の原油備蓄日数の拡大に向けた備蓄・放出制度の構築や備蓄タンクの建設・利用の協力 など金融面での協力等を行う。

【緊急対応】物資調達やサプライチェーン維持

● 現地企業への金融支援

【JBIC貸付、JICA海外投融資、NEXI保険提供 ※グローバルサウス実証補助も活用】

- 米国原油など代替原油・石油製品の調達のための与信供与・信用補完
- アジアにおける日本とのサプライチェーン構成企業の生産維持のための資金

● アジア各国政府への財政支援

【JICA緊急円借款】

- 日本とのサプライチェーンを構成する関係各国政府の対応費用等

● 国際機関との連携強化

- ADBの金融支援（サプライチェーン構成企業支援等）との協調
- IEAの市場分析・提言（協調放出後の石油フローの見える化）

【構造的対応】アジア経済・エネルギー強靱化イニシアティブ

● エネルギー供給体制の強化

【JOGMEC、JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、IEA・ERIAとも連携】

- 原油備蓄・放出システム構築支援
- 備蓄タンク等インフラ建設・利用への支援
- 中東産油国の生産力回復（原油施設等）への支援
- 安全なシーレーンの構築

● エネルギー源多様化

【JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、グローバルサウス実証補助、ADBとも連携】

- LNG
- バイオ燃料
- 次世代太陽光
- 原子力（SMR）
- 重要鉱物

● 産業の高度化

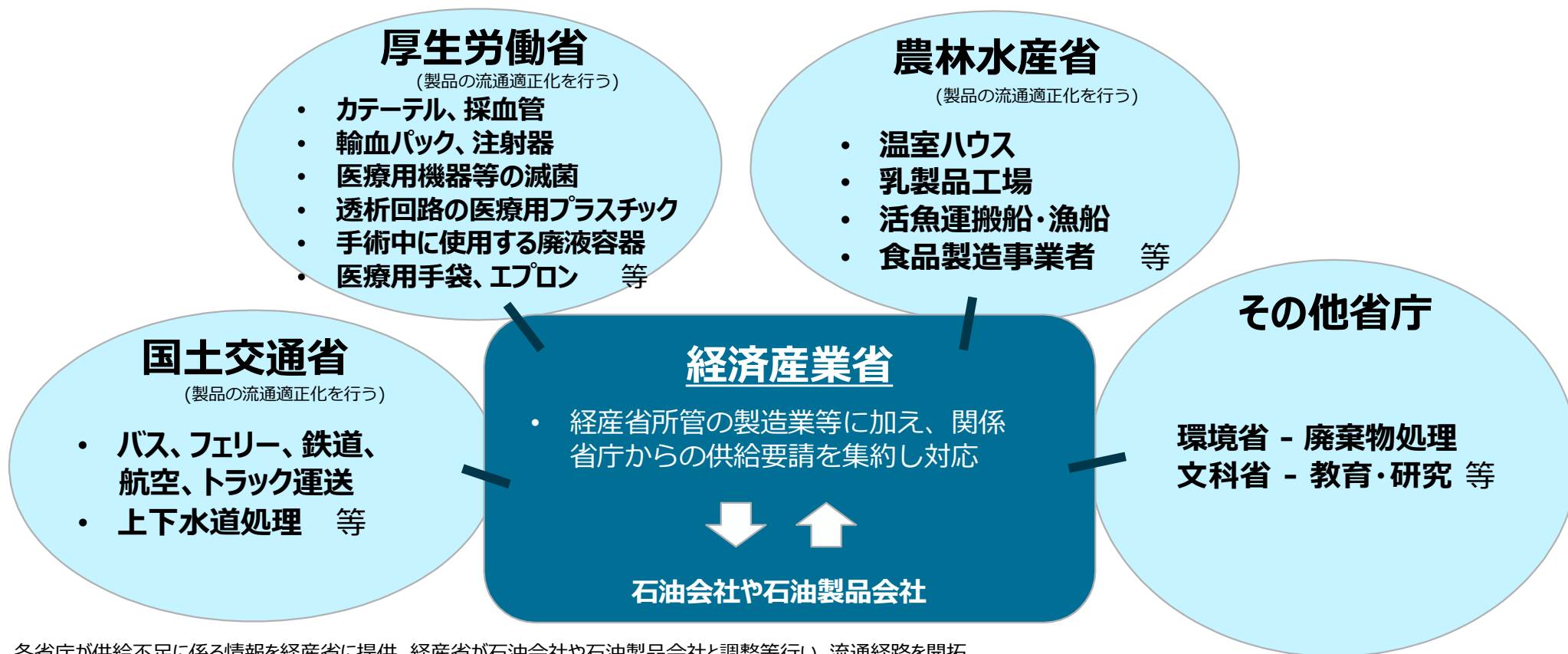
【JBIC貸付、ODA、NEXI保険提供、グローバルサウス実証補助、ADBとも連携】

- 省エネ投資・協力
- 新技術の導入を通じたものづくりの効率化

→経済・エネルギー強靱性の視点を加えた“AZEC2.0”へ

供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

石油関連製品の供給不足に伴う厚生労働分野の影響・対応について（4月20日時点）

中東情勢に関する関係閣僚会議（第5回）
資料2 厚生労働省提出資料

相談総数

5,536事業者（メーカー・卸業者：566、医療機関：4,970）

※一斉点検等や窓口により情報提供等を受け付けた中から相談を受けたものを対象としている。

※医療機関からの相談（4,970事業者）のうち、定点観測：127事業者、EMIS：791事業者、全医療機関からの情報提供窓口：4,052事業者

（前回との差：+2,580事業者（メーカー・卸業者：+211、医療機関：+2,369））

対応状況



品目単位で精査

※例えば約2,200の医療機関から相談のあった同種の手袋の供給に関するものは1つの品目とカウントするなど、品目単位で精査の上、その品目数を計上。

		品目数	（前回との差）
①安定供給に影響があると判断された品目		58	+24
うち	②対応検討中の品目	43	+19
	③解決済みの品目	15	+5

※医薬品・医療機器・医療物資等は、石油製品（中東産を含む）を原料としてアジア諸国にて生産されるものが一定あるところ、②の中にも、透析用チューブや手術時の廃液容器など、こうした製品について、ただちに供給が滞る状況ではないが、中長期的な安定供給に影響があると判断され、対応検討中となっているものがある。

<進捗状況>

③：新たに、血液検査分析装置の洗浄剤、鼻炎治療薬等の製造設備用のA重油、消毒液の容器、歯科用注射針のコーティング剤、透析装置洗浄剤の容器の供給不安を早急に解決済み。

解決済みの品目 （累計）

* 下線部：新たに解決済みとなった品目

- ・小児カテーテルの滅菌用のA重油
- ・効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）の滅菌用のA重油
- ・心臓を補助する特殊なカテーテルの滅菌用ガス
- ・医療機器の滅菌等の酸化工チレンガス
- ・医療機関の滅菌に必要なA重油
- ・医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）
- ・人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）の製造用溶剤
- ・人工透析用の注射針の滅菌用ガス
- ・献血バッグの製造用溶剤
- ・採血管をまとめる袋
- ・血液検査分析装置の洗浄剤
- ・鼻炎治療薬等の製造設備用のA重油
- ・消毒液の容器
- ・歯科用注射針のコーティング剤
- ・透析装置洗浄剤の容器

足下の主な対応

- ・4/16（木）に、医療用手袋の備蓄放出を決定。確保が困難となっている医療機関向けに、まずは5000万枚を放出することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出していく。5月からの配送に向け速やかに手続きを進める。
- ・4/20（月）時点で、802のメーカー・卸業者から一斉調査に対する回答を収集。未回答事業者を含め、引き続き積極的に回答を働きかけ。 1

中東情勢に関する透析資材の供給確保について

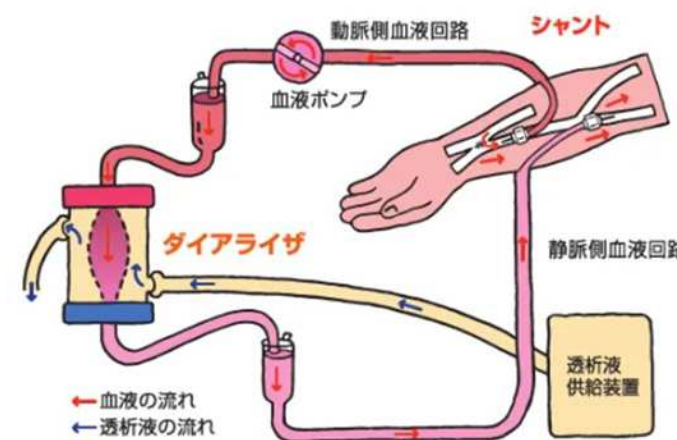
- 透析資材のうち、これまで寄せられた血液浄化器（ダイライザー）、注射針、透析装置洗浄剤に係る供給不安を解消。あわせて、透析用チューブの製造販売業者の供給・在庫量について、**9月末まで**の全国の必要量に対する十分な供給を確保。これにより、透析資材全般について、当面の安定供給を確保。
- 引き続き、透析資材の供給が途切れないよう、様々な取組を組み合わせながら、政府を挙げて万全を期していく。

供給確保の取組

品目	対応方針
A社の血液浄化器（ダイライザー）の製造用溶剤	・供給元企業に対する優先供給を働きかけ
B社の注射針の滅菌用ガス	
C社の透析装置洗浄剤の容器	・代替品の確保
D社の透析チューブ（回路）の樹脂材料	・供給元企業に対する優先供給を働きかけ ・原材料の確保やメーカーによる増産

透析資材への対応方針

- 製造販売業者各社等の取組により、現在の在庫や、原材料の確保、増産の実施等の状況を踏まえると、透析のチューブについても、少なくとも**9月末までの全国の必要量に対する十分な供給を確保**できている。
- 中東情勢の先行きは、未だ予断を許さない状況にあることから、物資の需給動向を注視するとともに、**10月以降も安定的に供給できる体制を速やかに確保**するため、経産省と連携し、透析のチューブを始めとした透析資材について、サプライチェーンを特定し、**POWER Asia**（アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ）**などの枠組みも活用しつつ**、供給元企業に対する優先供給の働きかけや、海外工場における原材料確保の取組を推進。
- また、業界団体とも連携して、事業者間での情報交換など**相互協力が可能な枠組みの構築**に取り組んでおり、事業者の協力が円滑に進むよう整理を進めている。
- 国内の透析医療を途切れることなく継続していくため、今後も、あらゆる手段を適切に組み合わせることにより、透析資材の供給確保に取り組んでいく。



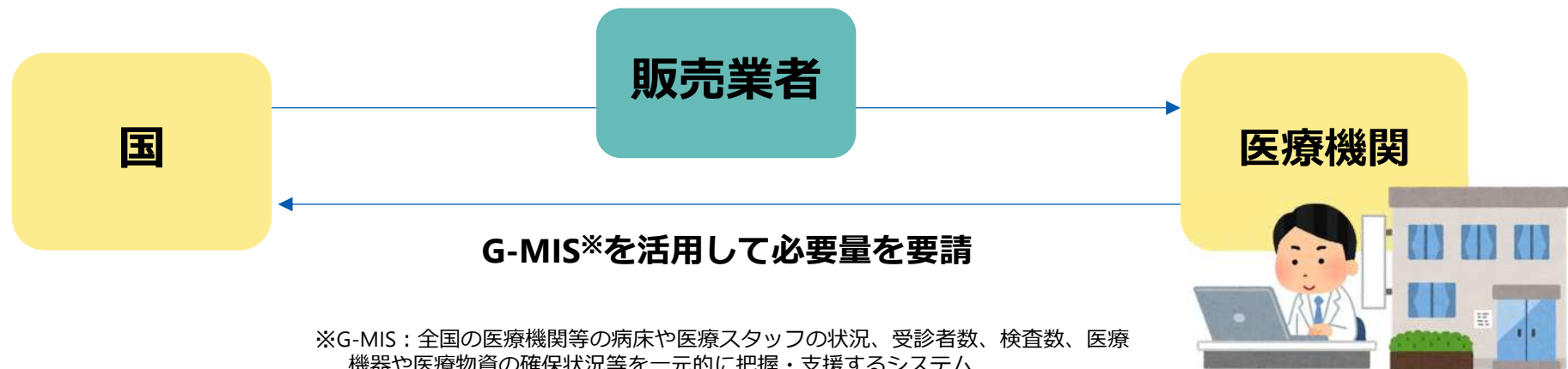
(※) 一般社団法人日本腎臓学会「腎不全 治療選択とその実際（2025年）」

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄の放出について

中東情勢に関する関係閣僚会議（第4回）
資料3 厚生労働省提出資料

- 非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を含めた個人防護具は、**新型インフル特別措置法に基づき、パンデミックの発生に備え備蓄を行っている。**
- このうち、**国では備蓄水準を超える量（余剰分）を確保：約4億9千万枚**
- 医療用手袋の需給状況は、現在、通常通りの発注には概ね対応できている（※）一方、一部では通常量を大幅に超える発注も見られ、結果として歯科診療所など**一部の医療機関では確保が困難**となっている。
（※）主要販売メーカーは通常と同程度の1～2か月の在庫を持っている。
- このため、確保が困難となっている医療機関向けに、まずは、**5000万枚（※）を放出**することとし、今後の供給状況を踏まえ、必要に応じ追加で放出していく。**配送可能な体制を5月中に整備**すべく手続きを進める。
（※）全国の一般診療所及び歯科診療所の約1月分の需要は9000万枚程度と推計。

販売業者を通じ医療機関に手袋を放出



※G-MIS：全国の医療機関等の病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器や医療物資の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保に向けた 厚生労働省における取組（4月10日）

中東情勢に関する関係閣僚会議（第3回）
資料2 厚生労働省提出資料 一部改変

窓口の設置等

【製造販売業者等向け】

- 4/2（木）に、製造販売業者等からの情報提供窓口を設置。
そのほか、週次の一斉点検やヒアリング等を実施

【医療機関向け】

- 4/7（火）に、医療関係団体と連携し、全医療機関等からの情報提供窓口を厚労省に設置。
- EMIS を用いて約1.3万の病院等からオンラインで随時報告可能なシステムの運用を開始（4/10（金）～）
- 情報提供窓口等の周知を図るとともに、医療現場の声をお伺いするため、厚生労働大臣と医療関係団体の意見交換会を開催（4/10（金））



定点観測

- 医療機関における定点観測について、対象医療機関を131に拡大。
- 「医科・歯科関係材料」、「エチレンガス・重油等」、「マスク等の物資」の枠組みで、「供給停止・制限」等の状況を日次で聴取。
- 得られたデータについて、厚労省担当者が医療機関に直接問い合わせ、より詳細な状況を把握。

人身体制の強化

- 「中東情勢の影響を受ける医薬品・医療機器・医療物資等の確保対策本部」の下で厚労省・経産省が連携した対応（製造販売業者等を対象に、積極的なヒアリング）を行うなど、製造販売業者等に対する一斉点検・逼迫可能性調査の体制を強化。
- 医療機関向けの対応としては、定点観測対象の医療機関に直接問い合わせ、より詳細な状況を把握するなど調査の体制を強化。

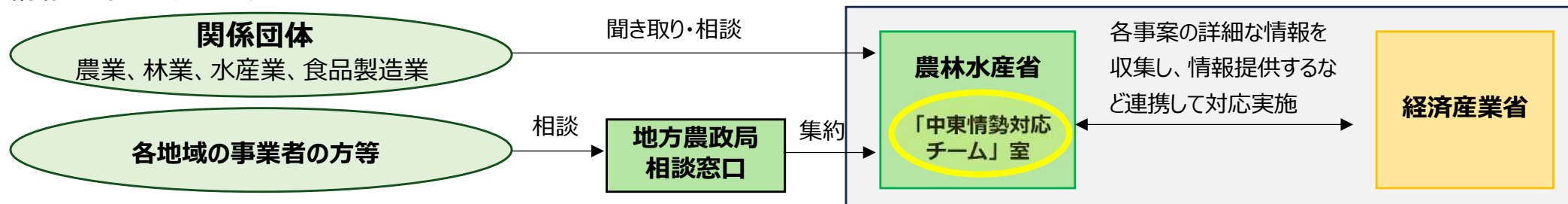
中東情勢に伴う農林水産業・食品産業分野への影響や対応について

- 省内に「中東情勢に伴う食料の安定供給・確保のための対応チーム」室を設置。
- これまでも経済産業省と連携し、燃料油等の供給安定化に取り組んできたところであるが、即応体制を強化するとともに、品目ごとのサプライチェーンの把握・分析体制を強化

1. 体制の強化

- ・ 「中東情勢に伴う食料の安定供給・確保のための対応チーム」室を設置し、品目ごとの情報収集・サプライチェーンの分析体制を強化。
- ・ 地方経済産業局との連携を進めるほか、地方農政局長等幹部による情報収集により地方での情報収集体制を強化。

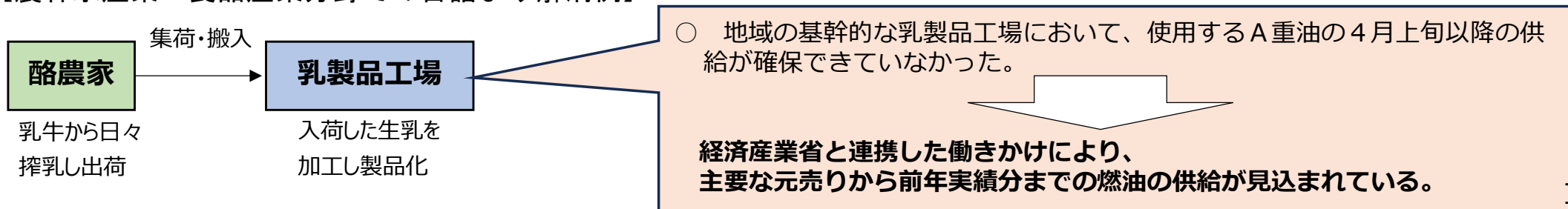
【情報収集と対応の流れ】



2. 農林水産業・食品産業分野における影響、これまでの対応

- ・ 相談窓口の設置以前から把握しているものを含め、4月20日時点で599件の問い合わせをいただいております、経済産業省に情報提供するなど、連携して対応。

【農林水産業・食品産業分野での目詰まり解消例】

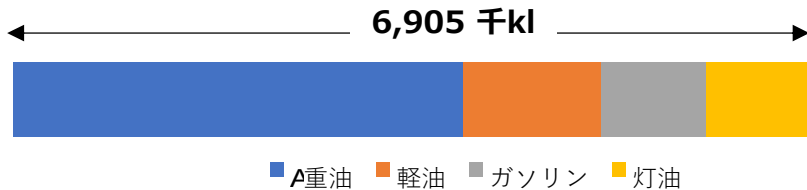


- 農林水産省に相談窓口を設置するとともに、農林水産業・食品産業分野において、燃油不足などお困りの事案について、関係団体等から状況を伺い、収集した情報に基づき、経済産業省と連携して対応。
- 例えば、海上輸送用の特殊な燃料が不足し、中国からの養殖用の稚魚の輸入が遅延している事案では、必要とする事業者に行き渡るよう、目詰まりの解消を進める。また、仮に時期の遅れにより、稚魚が大きくなっても、事業者不利益が生じないように、4月中旬までに関税等の特例を講じる。

1. 農林水産業・食品産業分野における燃油等の状況

- 3月31日に相談窓口を設置するとともに、関係団体・事業者の皆様から燃油の不足等の情報を収集。
- 施設園芸農家や漁業者へ燃油高騰時の補てん金をお支払いする制度を整備しており、引き続き、必要な支援を実施。

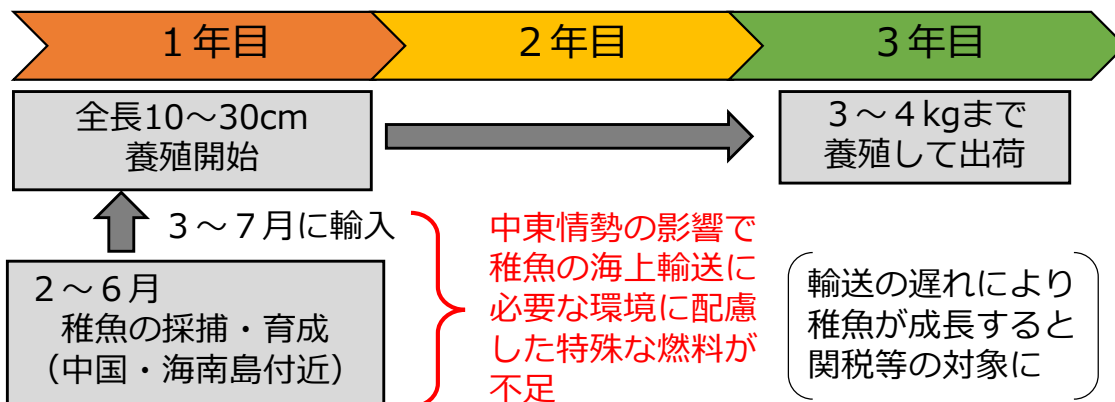
【農林水産業・食品産業分野における燃油使用量】



- 農林水産業・食品産業分野では、農業用ハウスの加温や、漁船の燃料としてA重油が多く使われている。
- また、農林業用機械や運送用のトラック、乾燥機等のための軽油やガソリン、灯油も必要不可欠。

2. 対応を進めている事例

■ かんぱちの主な養殖形態



■ 見直しの方向性 (関税等の特例)

現状	全長15~30cm	無税
	全長 30cm~	関税10%
見直し案	全長15~50cm	無税
	全長 50cm~	関税10%

➡ これにより、稚魚が成長した場合であっても、一定期間、無税で輸入可能

※ 輸入割当 (IQ) の特例についても、一定期間 全長30cm以下から全長50cm以下に拡大

1. 農林水産業・食品産業関連資材（農業用マルチ、農業ハウス用フィルム等の生産資材、コメ袋、食品包装用フィルム等の流通資材等）について、流通構造等の実態把握を実施中。

※ 農業資材のうち、精米したコメを包装する「コメ袋」は、主食を食卓に届けるために特に重要な資材。

また、保温等のために土壌を覆う「農業用マルチ」は、野菜等の安定生産に欠かせない資材。

「農業用マルチ」と並んで使用量大きい「農業ハウス用フィルム」は、耐用年数が長く、利用期間の延長も可能。

2. このうち、「コメ袋」と「農業用マルチ」の一部に供給の懸念があるとの情報を受け、農林水産省において、これらの製造事業者と原料の調達状況等について情報交換を実施。

その結果、国民生活への影響が大きい「コメ袋」については、経済産業省の協力の下、原料メーカーからポリエチレンの安定的な供給が継続される見通しとなった。「農業用マルチ」も、当面概ね前年実績の供給が可能であることを確認。

3. 一方、流通事業者や農業者からは、種々のプラ製農業資材の将来の調達に不安の声があるところ。このため、経済産業省と連携し、資材ごとの供給状況等に応じて、以下の取組を実施。

- ① 今後も引き続きポリエチレン等を安定的に供給するための原料メーカーへの働きかけ
- ② 農業資材の製造・流通事業者等に対して、調達支障時の関係者との協議と農林水産省への相談、受発注の平準化などを要請

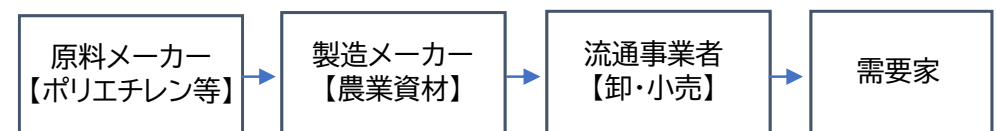


コメ袋



農業用マルチ

プラ製農業資材の流通フロー



- 国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油・石油製品の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。
- 流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して迅速に対応。

1. 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況

燃料油	公共交通・物流	トラック運送（軽油）、バス（軽油） 鉄道（軽油）、港湾（軽油） 船舶（軽油、A重油、C重油） 航空（ジェット燃料） タクシー（LPガス）	石油製品	建設・住宅、製造業等	建設・住宅・鉄道車両塗装（シンナー） 造船・船用工業（シンナー） 自動車整備（シンナー） 断熱（樹脂） 道路舗装（アスファルト合材）（等）
	官公需	海上保安、海上気象観測、上下水道			

2. 国土交通省における対応状況

相談総数：燃料5,364件、燃料以外73件、合計5,437件

そのうち、安定供給に影響があると判断された案件の状況は下表の通り。（4月24日現在）

事業者等からの相談		件数		
①安定供給に影響があると判断された件数		燃料51件	燃料以外54件	合計105件
うち	②対応中の件数	燃料35件	燃料以外51件	合計86件
	③解決済みの件数	燃料16件	燃料以外 3件	合計19件
	うち、需要家自身によって解決された件数	燃料 8件	燃料以外 0件	合計 8件

廃棄物処理業における中東情勢を受けた対応状況

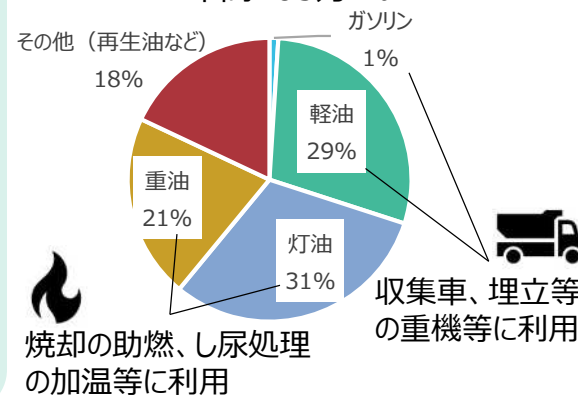


- 現時点で、**廃棄物処理に深刻な支障が生じている事業者・自治体は確認されていないが、燃料油・石油製品の供給の目詰まり**等については、**関係省庁と連携・協力して対応**。

1. 現況及び影響

- 廃棄物処理で使用する燃料油・石油製品の調達について、**現時点で廃棄物処理に深刻な支障が生じている事業者・自治体は確認されていないが**、一部の事業者等から以下の報告。
 - ・ 一般廃棄物：市町村において、重油等の入札不調、契約期間の短期化、随意契約による金額の上昇
 - ・ 産業廃棄物：商社からの軽油供給を断られる。石油元売りの直営スタンドへの供給が優先され、組合等の共同購買の一部に支障

廃棄物処理業で消費される石油燃料
年間103万kℓ



資源エネルギー庁「令和5年度エネルギー消費統計調査」
(石油等消費動態統計含まない) を基に作成

2. 対応状況

- **相談窓口** (本省・地方事務所) 等を通じた情報収集、ポータルサイトによる発信
- 価格転嫁の要請、目詰まりに関する情報提供を求める**事務連絡の発出**
- **供給の目詰まり**等が起きている場合、**経産省と連携・協力して対応**。

解消事例 1) ごみ焼却施設の助燃剤の**重油**が不足していたところ、**事業者間の調整**を行い、当面の必要量を確保 (三重)

解消事例 2) ごみ焼却施設の設備に必要な潤滑油について、**管理施設間で在庫調整**を行い、当面の必要量を確保 (兵庫)

3. 今後の対応

- 関係省庁と連携しながら、以下の対応を進める。
 - ・ **廃棄物処理に必要な燃料油・石油製品の供給・調達状況に係る継続的な調査・フォローアップ**
 - ・ **供給の目詰まり**等が起きている場合、**経済産業省等と連携・協力して対応**